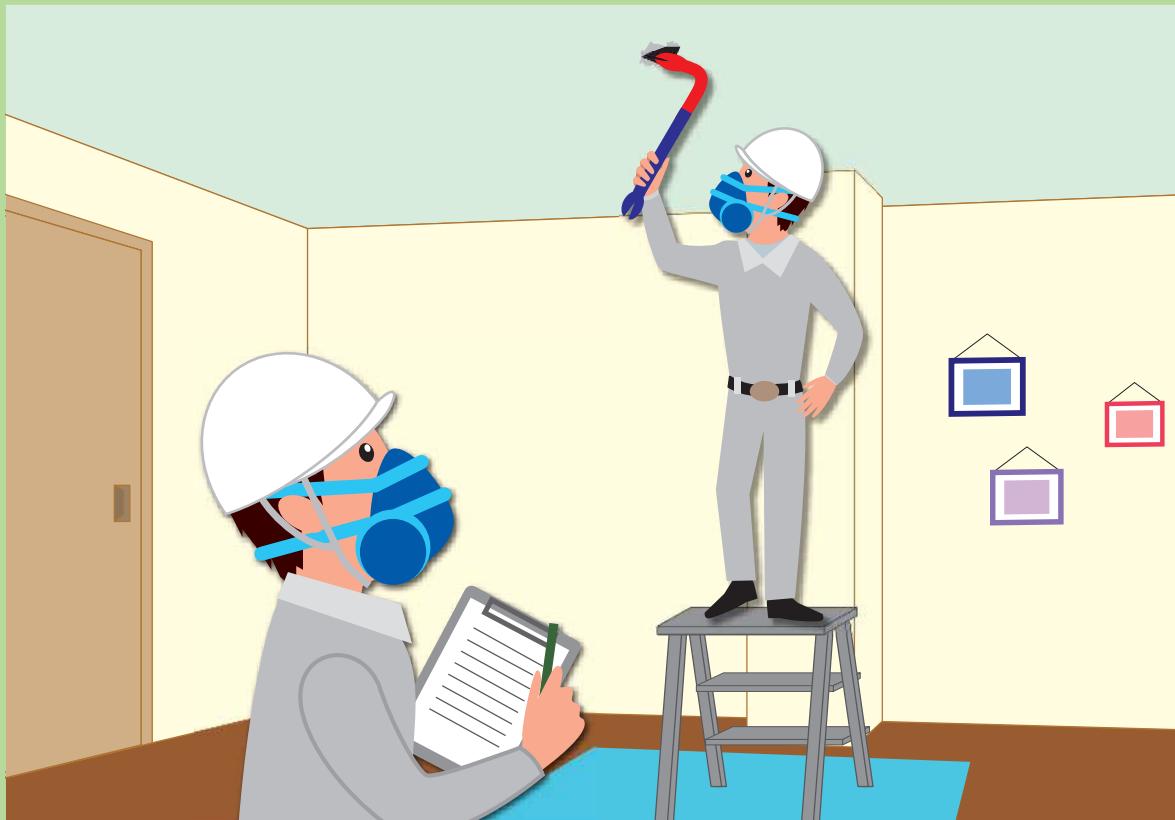


川崎市 木造建物を中心とした

石綿事前調査ハンドブック



～ハンドブックの目的～

現在、石綿(アスベスト)の新たな使用は禁止されていますが、今でも多くの建物で石綿を含有した建材が使用されています。今後、これらの石綿が使用されている建物の解体作業が増加することが見込まれています。

建物の解体・改造補修工事を行う時は、事前に石綿の使用状況について調査をすることが法律で義務付けられています。本ハンドブックはこの事前調査を行う際に活用していただくことを目的として、木造の建物を中心に、石綿を含有している建材やそれらが使用されている箇所、現場での判別方法について写真などを載せて紹介しています。



Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

環境局 環境対策部 環境対策推進課

2023.4 ~

石綿とは

石綿は「アスベスト」とも言われ、天然に産する纖維状の鉱物であり、クリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アンソフィライト、トレモライト、アクチノライトの6種類があります。その纖維は極めて細く、他の鉱物と比べて高い抗張力と柔軟性を持ち、耐熱性、電気絶縁性、紡織性、耐薬品性を有しています。これらの特性から工業的利用価値が高く、「奇跡の鉱物」、「魔法の鉱物」と重宝され、日本の高度成長期には海外から大量に輸入されていました。しかし、その後石綿の吸引による健康影響が明らかになり、各種法令で規制が行われ、現在では石綿の新たな使用は禁止されています。



石綿の原石



クリソタイル



クロシドライト

出典：厚生労働省パンフレット

写真提供：一般社団法人 JATI協会

石綿の使用状況

日本における石綿の輸入量は、戦後、徐々に増加し、1970年から1990年にかけては年間約30万トン輸入されていました。その後、輸入量は減少しましたが、2006年に石綿及び石綿含有製品の輸入、製造、使用等が禁止されるまで輸入は継続されていました。(図1参照)

輸入された石綿の約9割以上は吹付け石綿や石綿スレートなどの石綿を含有させた建材に加工されました。これらは鉄筋コンクリート造や鉄骨造の建物だけではなく、一般的な木造住宅にも多く使用されてきました。今後、これらの石綿を含有した建材を使用している建物が耐用年数を迎え、解体される建物の数が多くなることが予測されています。(図2参照)

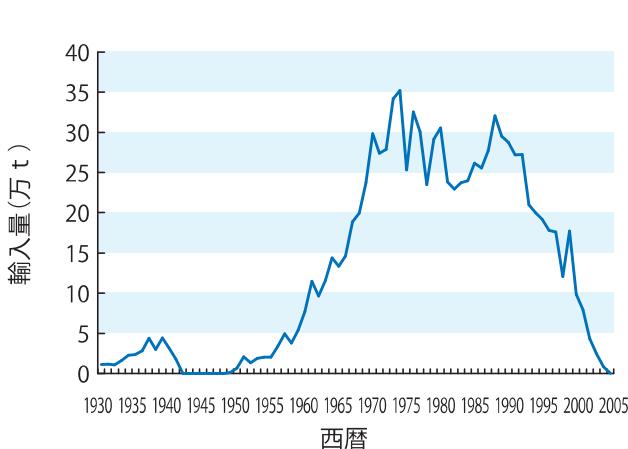


図1 石綿輸入量



図2 民間建築物の年度別解体棟数(推計) (出典:国土交通省)

石綿の健康影響

石綿繊維はとても細く、呼吸により吸引すると肺の奥まで入り込み、長期間にわたって体内にとどまります。その結果、約15年から40年の潜伏期間を経た後に肺がんや中皮腫などの病気を引き起こすことがあります。石綿はばく露した量が多いほど、肺がんや中皮腫などを発症する可能性が高くなると言われています。そのため、**身体への影響を小さくするためにには、石綿のばく露量を少しでも少なくすることが大切です。**また、肺がんはタバコを吸うことにより、石綿だけをばく露した時と比べて、発症率が相乗的に高くなることが確認されています。

工事前の事前調査の必要性

石綿は上記のように身体に悪影響を与えるものですが、法令に基づいた適切な対策を行うことで、工事時における石綿の飛散を抑制することができます。

しかし、**石綿を含有した建材が使用されている箇所を事前にしっかりと把握しなければ、飛散防止対策が適切に行えず、周囲に石綿を飛散させてしまうことになります。**そうなると、作業員をはじめ、周辺に住んでいる住民など多くの人が知らない間に石綿を吸い込んでしまい、重大な健康被害を及ぼすことになりかねません。**そのため、工事前には、適切な事前調査を実施し、石綿含有建材の使用箇所を確実に把握する必要があります。**

発注者の方へ（発注者の責務について）

発注者は工事を発注するにあたって、法律により次のことが義務付けられています。

- ・設計図書などの「石綿使用状況に関する情報」を施工業者へ提供すること。
- ・施工業者が適切な石綿飛散防止対策を行いながら工事が出来るように、工事の期間や方法、費用等について配慮すること。

特に、契約の際に、退去後すぐに解体を始めるように要求する事例や解体費用を不当に低く求める事例などが多く聞かれます。石綿を適正に除去するには、事前調査を行う期間や適切に除去するための費用が必要になります。発注者の方はこれらのこと理解していただき、適切な条件で工事契約を結ぶように施工業者へ協力をお願いします。

また、工事の内容によっては、事前に市役所に届出を提出する必要がありますので、工事を依頼する業者や環境対策推進課ホームページなどで必要な手続きについて確認してください。

環境対策推進課のホームページ:川崎市の大気 アスベスト(石綿)

[https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0-0.html](https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0.html)

事前調査の方法

建築物・工作物の解体・改造補修工事を行う場合は、石綿の使用状況について事前に調査を行う必要があります。(大気汚染防止法第18条の15) また、令和5年10月1日着工の工事から、事前調査は必要な知識を有する資格者等^{*}が行う必要があります。

*特定建築物石綿含有建材調査者、一般建築物石綿含有建材調査者、一戸建て等石綿含有建材調査者、令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

●調査方法

- ・設計図書などの資料による調査
- ・目視による現地調査



これらの方法でも石綿の有無が分からぬ場合は、建材の分析を行うか、建材に石綿を含有しているものとして取り扱う必要があります。

設計図書などの資料による調査

設計図面や改修履歴などから、建物の構造や使用されている建材を確認します。これらの資料から建材の製品名などが判明すれば、建材メーカーのホームページや下記のデータベースなどで石綿の含有情報を調べることができます。

国土交通省・経済産業省「石綿(アスベスト)含有建材データベース」

<https://www.asbestos-database.jp/>

ただし、設計の変更や改修工事などにより、設計図書と現在の状況が異なっている場合がありますので、資料の情報だけに頼るのではなく、現地での目視による調査も併せて行うようにしてください。

目視による現地調査

現地において、建材を直接調査することにより、吹付材の有無や使用されている建材の種類・製品名、石綿含有の有無を調べます。

※建材の裏に押印されている「a」マークは石綿を含有している表示です。

「a」マークが確認できた場合には、石綿含有建材として取り扱う必要があります。ただし、「a」マークは企業が注意喚起として自主的に付けたものなので、「a」マークが表示されていなくても、石綿を含有している場合があります。



施工時期による判断

平成18年9月1日以降は、労働安全衛生法により石綿を含有している建材は使用禁止になったため、平成18年9月1日以降に建設された建物や改修された部分については、原則として石綿が使用されていることはありません。

石綿含有建材とその使用箇所の例

		石綿含有建材の区分	建材の具体例	使用箇所の例	製造時期
高い ↑ 飛散性 ↓ 低い	石綿含有建材 大気汚染防止法の規制対象建材	吹付け石綿	吹付けアスベスト	鉄骨、天井、機械室	1956～1975
			石綿含有吹付けロックウール	鉄骨、天井、機械室	1961～1987
			石綿含有バーミキュライト(ひる石)	天井	～1988
			湿式石綿含有吹付け材	鉄骨、エレベータシャフト	1970～1989
			石綿含有吹付けパーライト	天井、梁	～1989
		石綿含有断熱材	屋根用折板石綿断熱材	屋根裏	～1989
			煙突用石綿断熱材	煙突	～2004
		石綿含有保溫材	石綿含有けいそう土保溫材	ダクト・エルボ部分	～1980
			石綿含有けい酸カルシウム保溫材		～1980
			石綿含有バーミキュライト保溫材(ひる石保溫材)	ダクト・エルボ部分	～1980
			石綿含有パーライト保溫材	ダクト・エルボ部分	～1980
			石綿保溫材	ダクト・エルボ部分	～1980
		石綿含有耐火被覆材	石綿含有けい酸カルシウム板第2種	柱、梁、壁、天井	1963～1997
			石綿含有耐火被覆材	鉄骨、梁、エレベータ周辺	1966～1983
		石綿含有仕上塗材	薄塗材C(セメントリシン)	内外装仕上(壁、天井)	1981～1988
			薄塗材E(樹脂リシン)		1979～1987
			外装薄塗材(溶剤リシン)		1976～1988
			可とう形外装薄塗材E(弾性リシン)		1973～1993
			防水型外装薄塗材E(単層弾性)		1979～1988
			内装薄塗材S i(シリカリシン)		1978～1987
			内装薄塗材E(じゅらく)		1972～1988
			内装薄塗材W(京壁・じゅらく)		1970～1987
			複層塗材C(セメント系吹付けタイル)		1972～1988
			複層塗材C E(セメント系吹付けタイル)		1973～1999
			複層塗材E(アクリル系吹付けタイル)		1970～1999
			複層塗材S i(シリカ系吹付けタイル)		1974～1999
			複層塗材R E(水系エポキシタイル)		1970～1999
			複層塗材R S(溶剤系吹付けタイル)		1976～1988
			防水型外装薄塗材E(複層弾性)		1974～1996
			厚塗材C(セメントスタッコ)		1975～1999
			厚塗材E(樹脂スタッコ)		1975～1988

		石綿含有建材の区分	建材の具体例	使用箇所の例	製造時期
飛散性 ↓ 低い	石綿含有建材 大気汚染防止法の規制対象建材	石綿含有成形板等	スレート波板	外壁材(外壁、軒天)	1918～2004
			スレートボード	内装材(壁、天井) 外装材(外壁、軒天)	1952～2004
			住宅屋根用化粧スレート	屋根材、外壁	1961～2004
			サイディング	外装材(外壁、軒天)	1960～2004
			けい酸カルシウム板第1種	内装材(壁、天井) 耐火間仕切り 外装材(外壁、軒天)	1960～2004
			パルプセメント板	内装材(壁、天井)	1958～2004
			スラグせっこう板	内装材(壁、天井)	1978～2003
			押出成型セメント板	外装材(外壁、軒天)	1970～2004
			ビニル床タイル ／ビニル床シート	床材	1951～1999
			パーライト板	内装材(壁、天井)	1951～1999
			ロックウール吸音天井板	内装材(天井)	1961～1987
			せっこうボード	内装材(壁、天井) 床材	1970～1986
			ソフト巾木	床材	
			ルーフィング	屋根材	1937～1987
			セメント円筒	煙突材	1937～2004
			下地調整塗材C (セメント系フィラー)	内外装材(壁、天井)	1970～2005
			下地調整塗材E (樹脂系フィラー)		1982～1987
			ガスケット	配管接合部等	～2006
			パッキン		～2005
			モルタル		～2005
			石綿含有接着剤	内装材(ビニル床タイル、ビニル床シート、フローリング材、壁ボード、天井ボード等)	～2006
			石綿発泡体	耐火目地材(レンジフード、外装)	～2001
			アスファルト防水シート	屋根、屋上の防水シート	～2003

この表は、関係業界団体、建材メーカー等の公表データをもとに把握できている範囲で作成されているものです。この表に記載されている製造時期や建材以外に石綿が含有していないことを保証するものではありません。

(参考)

- ◎国土交通省 目で見るアスベスト建材第2版
- ◎厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課 環境省水・大気環境局大気環境課
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル
- ◎経済産業省ホームページ
石綿を含有する家庭用品の実態把握調査の結果について
- ◎厚生労働省ホームページ
接着剤原料への石綿含有可能性調査結果について

建材の種類及び特徴

建材の名称／特徴	使 用 例	破断面等の拡大写真
住宅屋根用化粧スレート セメントが主原料で、非常に固く、耐久性が高い。叩くと薄いセメント板を叩いたような音がする。住宅の屋根や外壁に使用される。		
窯業系サイディング セメントに纖維質原料を加え、板状に成型したもの。様々なデザインがあり、戸建て住宅の外壁に多く使用される。バルなどで叩くと、穴が空いたり、表面が削れたりし、セメントが露出する。		
けい酸カルシウム板第1種 (ケイカル板) けい素、カルシウムを原料としたもので積層状のものが多い。比重が小さく、軒天・壁・浴室の天井などに使用される。バルなどで叩くと、接触した部分が容易に削れる。		
スレートボード/フレキシブルボード セメントに纖維を混ぜて補強したもので、けい酸カルシウム板より比重が大きく、衝撃に強い。軒天・壁・浴室や車庫の天井などに使用される。叩くと薄いセメント板を叩いたような音がして、ガラスのような割れ方をする。		

建材の名称／特徴	使 用 例	破断面等の拡大写真
仕上塗材		
<p>内壁・外壁・天井の表面に、美装又は下地の保護を目的に、吹付け、ローラー塗、こて塗などにより、厚付けで凹凸模様やゆず肌模様などに仕上げたもの。</p>		
せっこう(石膏)ボード		
<p>石膏を両側から紙で挟んだもので天井・壁に使用される。バールなどで叩くと容易に削れ、断面からは紙に挟まれた石膏が見える。</p>		
ロックウール(岩綿)吸音板		
<p>岩綿を圧縮して板状にしたもので、比重がとても小さく、天井に使用される。バールなどで叩くと、接触した部分が容易に削れる。</p>		
ビニル床シート(CF)		
<p>塩化ビニールを主原料としたシート。無地単一色、凹凸や柄がある物など、様々なデザインがある。クッション性があり、耐水性が高いため、水回りの床に多く使用される。</p>		
ビニル床タイル(Pタイル)		
<p>プラスチック樹脂を原料としたタイル。様々な色の物があり、住宅ではビニル床シートと同様に水回りの床に多く使用される。経年劣化や衝撃により、容易に割れる。</p>		

建材の名称／特徴	使 用 例	破断面等の拡大写真
押出し成形セメント板 セメントが主原料で、中空を有する板状に成型したパネル。集合住宅の外階段・外廊下や鉄骨造の外壁・間仕切りに使用されることが多い。		

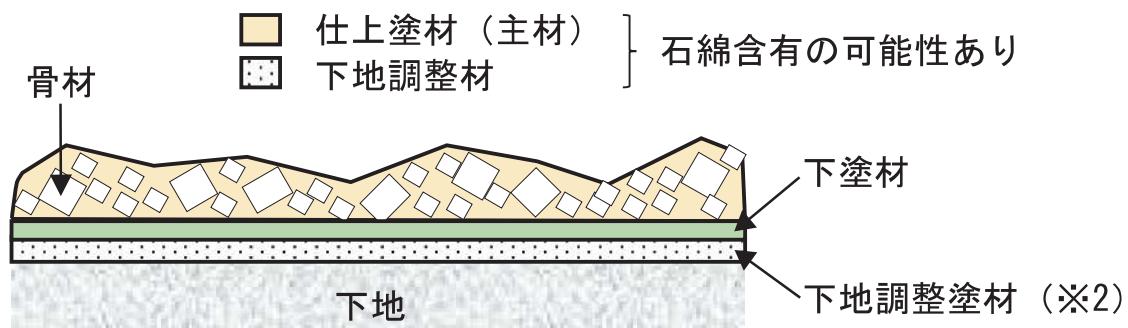
石綿含有仕上塗材について

仕上塗材は、内外装仕上に用いられる塗材のこととて、石綿が添加されていた時期があります(4ページ表参照)。

石綿含有仕上塗材は発じん性が比較的低い建材ではありますですが適正に除去する必要があります(※1)。

また、石綿含有仕上塗材が経年劣化したこととて、石綿非含有の塗材を表面に塗布し補修していることがあります。事前調査にあたっては既存の複層仕上塗材中の石綿の有無も確認してください。

なお、この仕上塗材を施工する前処理として、コンクリート躯体の凹凸を平坦にする目的などで、下地調整塗材が塗り付けられていることがあります。こちらも石綿含有の可能性があります。必ずしも下地全面に塗り付けられていないため、事前調査にあたっては注意が必要です。



※1 吹付けパーライト・バーミキュライトは発じん性が著しく高い建材

※2 建築用下地調整塗材は、法令上は石綿含有成形板等の作業基準が適用される。

石綿含有建材の使用箇所例及び現場での判別方法

●木造戸建て住宅の場合

屋根



石綿含有建材の例：化粧スレート（製造時期：1961～2004年）など

判別方法

外観から判断。また、一部建材を取り外し、建材裏面を見て建材名や石綿の記載を確認。

外壁



石綿含有建材の例：窯業系サイディング（製造時期：1960～2004年）など

判別方法

外観から判断。また、一部建材を取り外し、建材裏面を見て建材名や石綿の記載を確認。



石綿含有仕上塗材の例：リシンなど

↑剥離後の様子

判別方法

外観から判断。

軒天



石綿含有建材の例：けい酸カルシウム板、スレートボードなど

判別方法

目視のほか、バールなどで叩いて音や破片の断面から建材の種類を確認。

天井(浴室を除く)



(写真はすべて岩綿吸音板)

石綿含有建材の例：ロックウール(岩綿)吸音板、石膏ボード、パルプセメント板など

判別方法

目視のほか、バールなどで叩いて音や破片の断面から建材の種類を確認。

壁



石綿含有建材の例：けい酸カルシウム板、スレートボード、石膏ボードなど

判別方法

目視のほか、バールなどで叩いて音や破片の断面から建材の種類を確認。



石綿含有仕上塗材の例：じゅらく壁（製造時期：1972～1988）など

判別方法

外観から判断

石綿を含有している石膏ボードについて

石綿を含有している製品は、1970年～1986年までに製造された製品であり、この期間に製造された石膏ボード製品の1%弱です（下表はその製品の例）。これらの製品は稀に一般住宅でも使用されていることがあります。

石綿含有製品	防火材料認定番号
9mm厚準不燃石膏吸音ボード	第2006号、第2019号
9mm厚化粧石膏吸音ボード	第2014号、第2010号
7mm厚アスベスト石膏積層板	第1012号
9mm厚アスベスト石膏積層板	第1013号
9mm厚グラスウール石膏積層板	第1014号
9mm厚不燃石膏積層板	第1004号
7mm厚準不燃アスベスト石膏積層板	第2008号
15mm厚ガラス繊維網入り石膏ボード	—
12mm厚化粧石膏板(個)	(個)第1425号

（一般財団法人石膏ボード工業会HPより）

※RC造の建物などで使用されている石膏ボードには石綿を含有している場合が散見されますので、特に注意が必要です。



床



石綿含有建材の例：ビニル床タイル、ビニル床シートなど

判別方法

目視。絨毯やカーペット、ビニル床シートの下に、さらに他の床材が張られている場合があるので注意が必要。



石綿を含有しているビニル床シートについて

ビニル床シートの中でも、表面に凹凸があり、絵柄がついている下の写真のようなものは特に石綿を含有していることが多いです。



ただし、ビニル床シートが凹凸のない無地の物であることだけをもって石綿を含有していないと判断することは出来ませんので、施工年や設計図書、分析結果など、他の情報を含めて石綿含有の判断が必要です。

台所のコンロ周辺

コンロ周辺は耐火を目的として、石綿を含有している建材を使用していることが多いので、特に注意が必要です。

コンロ周辺がタイル壁の場合

タイルの下地材に石綿含有建材を使用している場合があるため、バールなどでタイルを破碎して、下地材を確認します。下地材がけい酸カルシウム板やスレートボードであれば、石綿を含有している可能性が高いです。



コンロ周辺が金属板の場合

金属板の裏に石綿を含有している建材が張られている場合があるため、バールなどで金属板をはがして下地材を確認します。



コンロ周辺が化粧パネルの場合

化粧パネルの中には、けい酸カルシウム板の表面を樹脂塗料で化粧しているものがあります。バールなどで化粧パネルを破碎して、パネルの材質を調べるほか、設計図書や分析により、石綿含有の有無を調べます。



化粧パネル 例 1



化粧パネル 例 2

その他

給湯器の裏やコンロ付近の棚の側面など貼られたけい酸カルシウム板やスレートボードは、石綿を含有している可能性が高いです。



給湯器の裏



コンロ上部の棚

浴室



天井

けい酸カルシウム板やスレートボードを使用している場合があります。特に、集合住宅などの場合にこれらの建材が使用されていることが多くみられます。

判別方法

目視のほか、バールなどで叩いて音や破片の断面から建材の種類を確認。



壁

台所と同様に、タイル下地材やFRP裏面にけい酸カルシウム板やスレートボードを使用している場合があります。

判別方法

バールなどで壁を破碎して、下地材を確認。

戸袋



戸袋内部にけい酸カルシウム板やスレートボードを使用している場合があります。

判別方法

雨戸を引き出して、隙間から目視で建材を確認。

●木造戸建て住宅以外の場合の使用箇所例

集合住宅



ベランダ仕切り板：ケイ酸カルシウム板



外廊下、外階段：押出成形セメント板

工場・倉庫



外壁・屋根：スレート波板



RC造建物



天井：ひる石（吹付け石綿）



配管シール材：パッキン



屋上防水：ルーフィング



配管フランジ部



給排水管：セメント円筒管

※建築物の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアルより引用

調査シート (木造戸建て用)

※例示となります

所在地: _____ 工事件名: _____

建物構造: _____ 石綿調査・処分費: _____ 万 解体費: _____ 万 着工予定日: _____

使用箇所		建材の種類(使用されている建材を丸で囲む) ※赤字は石綿含有の可能性が特に高い(黒字でも含有の可能性があります)
外装	外壁	窯業系・金属系・ALC・モルタル・土壁・タイル・レンガ・その他()
	屋根	化粧スレート・粘土瓦・金属系・その他()
	軒天	ケイカル板・スレート板・合板・金属・モルタル・その他()
	戸袋	ケイカル板・スレート板・合板・金属・なし・その他()
内装	玄関	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他()
		石膏・合板・塗り壁・その他()
		Pタイル・CF・土間・石タイル・その他()
	トイレ	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他()
		石膏・合板・塗り壁・その他()
		Pタイル・CF・合板・石タイル・その他()
	廊下	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他()
		石膏・合板・塗り壁・その他()
		Pタイル・CF・合板・その他()
	洋室	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他()
		石膏・合板・塗り壁・その他()
		CF・合板・その他()
	和室	石膏・合板・その他()
		石膏・塗り壁・その他()
		畳・その他()
	台所	岩綿吸音板・石膏・パルプセメント板・合板・その他()
		ケイカル板・スレート板・石膏・合板・塗り壁・その他()
		Pタイル・CF・合板・その他()
		化粧パネル・ケイカル板・スレート板・石膏・ステンレス・タイル・合板・その他()
		ケイカル板・スレート板・石膏・合板・モルタル・なし・その他()
	浴室	ケイカル板・スレート板・プラスチック・モルタル・合板・金属・その他()
		スレート板・タイル・プラスチック・モルタル・金属・その他()
		ケイカル板・スレート板・石膏・モルタル・発泡スチロール・なし・その他()
		プラスチック・石タイル・コンクリート・その他()

工事開始前のチェック

建物内部を含め、
石綿含有建材の
事前調査は済ん
でいますか？



発注者に対して、
石綿の使用に
関する調査
結果を説明
していますか？



市役所などへ必要な
届出は済んで
いますか？



必要な届出

事前調査結果の報告要件

○報告の義務あり ×報告不要

建築物

解体の場合

延床面積
80m²以上



延床面積
80m²未満



改造・補修の場合

請負代金
100万円以上



請負代金
100万円未満



工作物（注）

解体・改造・補修

請負代金
100万円以上



請負代金
100万円未満



注：令和2年環境省告示第77号に示すものに限る

建築物の解体の場合

吹付け石綿、石綿含有断熱材等

使用面積
50m²以上

A

使用面積
50m²未満

B

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材

床面積
80m²以上

使用面積
500m²以上
C

床面積
500m²未満

D

石綿含有建築材料の 使用なし

F

床面積
80m²未満

E

工作物の解体、建築物及び工作物の改造・補修の場合

吹付け石綿、石綿含有断熱材等

使用面積 50m²以上 使用面積 50m²未満

H

I

石綿含有成形板等、石綿含有仕上塗材

J

石綿含有建築材料の 使用なし

K

周辺住民の方への挨拶(周知)は済んでいますか?



工事に関する掲示板は張り出していますか?



石綿の使用箇所が作業員にわかるようになっていませんか?



		根拠	A	B	C	D	E	F	H	I	J	K	
石綿含有建材の事前調査実施	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発注者への説明	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事前調査結果の記録・保存	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
届出	特定粉じん排出等作業実施届出書の提出	大	-	○	○	-	-	-	○	○	-	-	
	事前調査結果の報告	大	-	「事前調査結果の報告要件」を参照									
	石綿排出等作業実施届出書の提出	-	条	-	-	○	-	-	-	-	-	-	
	石綿濃度測定計画・報告書の提出	-	条	○	-	-	-	-	○	-	-	-	
	作業完了報告書の提出	-	条	○	○	○	-	-	○	○	-	-	
作業計画の作成	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	
広告物の配布等(住民周知)	-	条	○	○	○	○	-	-	○	○	-	-	
(元請業者から)下請業者への説明	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	
工事中	事前調査結果の掲示(掲示板)	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	事前調査結果の写しの備え置き	大	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
特定工事中	作業実施基準の掲示(掲示板)	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
	作業基準の遵守(作業方法)	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
	作業の記録	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	
	石綿濃度の測定	-	条	○	※	※	※	※	-	○	※	※	
特定粉じん排出等作業の記録の作成・保存	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	
作業終了後の発注者への報告・報告書面の保存	大	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○	-	

大…大気汚染防止法 条…川崎市条例 ※は市長が必要と認める場合に、測定等を要請することがあります。

問い合わせ先など

● アスベスト処理技術について(審査証明取得技術一覧)

名 称	電話番号	管轄区域・ホームページアドレスなど
一般財団法人 日本建築センター	03-5283-0468	https://www.bcj.or.jp/ (サイト内検索エンジンで「審査証明取得技術一覧」を検索)

● 建材の石綿含有調査等を行う機関(業者)に関しては

(公社)日本作業環境測定協会	03-5625-4280	https://www.jawe.or.jp/
----------------	--------------	---

● 大気中の石綿濃度調査等を行う機関(業者)に関しては

(公社)日本作業環境測定協会	03-5625-4280	https://www.jawe.or.jp/
----------------	--------------	---

● 民間建築物の助成制度に関しては

- 多数の人が利用する民間建築物の含有調査及び除去等への助成

川崎市まちづくり局指導部建築指導課	044-200-2757	https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-5-2-0-0-0-0.html
-------------------	--------------	---

● 石綿に関する講習や作業方法について相談したい時

建設業労働災害防止協会	03-3453-8201	https://www.kensaibou.or.jp/
建設業労働災害防止協会神奈川支部	045-201-8456	https://kensaiboukanagawa.com/
	川崎南 044-222-4433 川崎北 044-871-7005	川崎区、幸区 中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区

● 石綿の調査に関する制度・資格について

- 建築物石綿含有建材調査者制度

国土交通省住宅局建築指導課	03-5253-8111	https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html
---------------	--------------	---

- アスベスト診断士

一般社団法人 JATI協会		http://www.jati.or.jp/
---------------	--	---

関係法令について

● 大気汚染防止法及び石綿に関する条例(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例)関係

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課	044-200-2526	https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0.html
--------------------	--------------	---

● 廃棄物処理法関係

- アスベスト廃棄物の処理について

川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課	044-200-2581, 2596	
-------------------	--------------------	--

● 建設リサイクル法関係

- 特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート、木材)を用いた建築物等の解体工事などの届出等について

川崎市まちづくり局指導部建築管理課	044-200-3088	https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/26-3-1-2-7-0-0-0-0.html
-------------------	--------------	---

● 労働安全衛生法関係

- 労働安全衛生法・石綿障害予防規則による建築物解体時の届出等について

神奈川労働局	045-211-7353	https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/home.html
川崎南労働基準監督署	044-244-1271	川崎区、幸区
川崎北労働基準監督署	044-820-3181	中原区、宮前区、高津区、多摩区、麻生区

● 石綿総合情報ポータルサイトTOP(厚生労働省) <https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

● 石綿事前調査結果報告システム(電子申請) <https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp/shinsei/>

このパンフレットに関するお問い合わせ

川崎市環境局環境対策部環境対策推進課 電話 044-200-2526 ファックス 044-200-3921

○ ホームページ 川崎市の大気 アスベスト(石綿)

<https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-4-5-0-0-0-0-0.html>

